

盛岡市立保育所民営化計画・第4次民営化実施計画（案）について

令和2年2月13日
子ども未来部

「盛岡市立保育所民営化計画」（平成18年8月策定）において、『民間でできることは民間に委ねる』を原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進めることとし、これまで第1次民営化実施計画（18年度～22年度）、第2次民営化実施計画（23年度～27年度）、第3次民営化実施計画（28年度～令和2年度）に基づき、公立保育所8園が民営化へ移行したところであり、引き続き、円滑な移行を促進するため、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第4次民営化実施計画」を策定するものです。

第4次民営化実施計画においても、公立保育所を民営化する際の基本的な考え方を掲げ、市民・事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者や市民の不安を解消するとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的・継続的な保育所運営を目指します。

1 第4次民営化実施計画（案）

別紙のとおり

2 今後のスケジュールについて

令和2年2月13日 全員協議会において計画を説明
～5月上旬 保護者や保育関係者への説明会等の開催
5月中旬 移管先法人選定委員会の設置
6月下旬 移管先法人の公募
9月下旬 移管先法人を選定

盛岡市立保育所民営化計画・第4次民営化実施計画（案）

盛岡市立保育所民営化計画では、おおむね5年間で実施計画を策定することとしております。令和2年度は、第3次民営化実施計画の最終年度となることを踏まえ、引き続き、円滑な民営化移行を促進するため、この度、第4次民営化実施計画（以下「第4次計画」という。）を策定しました。

1 第4次計画の期間

第4次計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間で計画期間とします。

2 対象保育所選定の基本的な考え方

第4次計画において、民営化の移行対象とする保育所の選定については、現行の公立保育所における地域性や現施設の状況等を勘案した上で、次の条件を概ね満たす保育所を選定することとします。

- (1) 保育需要が高い地域に所在すること。（空き待ち児童の解消に寄与）
- (2) 現行施設の老朽化により建替えが必要であること。
- (3) 現行敷地内において、0歳から2歳児の定員増が見込める施設の建替えが可能であること。
- (4) 移管を希望する社会福祉法人等が複数あり、競争性が確保されること。

3 対象保育所の現況と選定理由

第4次計画期間における民営化移行の対象保育所は、次の3園とします。

【民営化実施園】

保育所名 (所在地)	開設年 施設建築年	敷地面積	建物面積 (構造)	保育園の 定員	保育開始 年齢
東見前保育園 (東見前5-102)	昭和54年 改築なし	1,749㎡	543㎡ (木造)	90人	1歳
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育需要が高い地域であり、空き待ち児童も多い。 ・ 現敷地内で定員増を見込める建替えが可能である。 ・ 移管希望法人が複数ある。 				
きたくり保育園 (厨川一丁目7-1)	昭和40年 平成元年改築	2,036㎡	567㎡ (RC)	90人	生後8週
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から2歳児までの空き待ち児童が多い。 ・ 現敷地内で定員増を見込める建替えが可能である。 ・ 移管希望法人が複数ある。 				
手代森保育園 (手代森22-49-1)	昭和33年 昭和55年改築	3,031㎡	633㎡ (木造)	90人	1歳
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児の入所希望が増えているが、近隣の受入可能な施設がない。 ・ 現敷地内で定員増を見込める建替えが可能である。 ・ 移管希望法人が複数ある。 				

4 移行時期と施設改築等の考え方

第4次計画期間における移行時期と施設の建替えについての考え方は、次のとおりとします。

移行年度	対象保育所	施設改築等の考え方
令和4年度	東見前保育園	・敷地内での建替えとします。 ・移管先法人が行う建替えに対し補助をします。
令和5年度	きたくり保育園	・敷地内での建替えとします。 ・移管先法人が行う建替えに対し補助をします。
令和6年度	手代森保育園	・敷地内での建替えとします。 ・移管先法人が行う建替えに対し補助をします。

5 移行により新たに実施する保育サービス

(1) 保育所定員の増加

移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、保育所入所定員の増加を図るなど、適切な対応に努めます。

(2) 0歳児保育の導入

現在、保育開始年齢が1歳の保育所について、移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、0歳児保育の導入を図るなど、適切な対応に努めます。

(3) 特別保育の実施

「午後8時までの延長保育」や「一時預かり」、「体調不良児型病児保育」、「休日保育」の特別保育事業について、移行時点の当該地域における保育需要の動向を踏まえ、移管先法人との協議により可能な事業の実施を検討するなど、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

<参考>

● これまでの民営化実施計画による保育サービス

第1次から第3次民営化実施計画により、これまで8園が民営化へ移行し、保育所定員の増加や多様化する保育ニーズへの対応に寄与しました。

(1) 民営化により充実したサービス

項目	園名		民営化前	⇒	民営化後
定員 増加	第1次	津志田保育園	90人		120人 (30人増)
		なかの保育園	90人		120人 (30人増)
	第2次	本宮保育園	120人		140人 (20人増)
		飯岡保育園	120人		130人 (10人増)
		くろいしの保育園	90人		110人 (20人増)
	第3次	みたけ保育園	120人		130人 (10人増)
		永井保育園	90人		100人 (10人増)
		うえだ保育園	90人		120人 (30人増)
	—	—		計 (160人の増)	
0歳児 保育 (5園)	津志田保育園, なかの保育園, くろいしの保育園, 永井保育園, うえだ保育園		1歳児		0歳児 (生後8週~12週)
延長 保育 (8園)	津志田保育園, なかの保育園, 本宮保育園, 飯岡保育園, くろいしの保育園, みたけ保育園, 永井保育園, うえだ保育園		19時まで (1時間)		20時まで (2時間)

(2) 民営化により新たに実施したサービス

項目	園数	園名
病児保育事業 (体調不良児対応型)	5園	津志田保育園, なかの保育園, みたけ保育園, くろいしの保育園, 永井保育園
子育て支援センター事業	4園	津志田保育園, なかの保育園, 飯岡保育園, みたけ保育園
休日保育	2園	津志田保育園, 本宮保育園
一時預り事業	2園	津志田保育園, なかの保育園